

# 重要事項説明書

ケアプランセンター ふれあいの里

当事業所ではご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 法師会
- (2) 法人所在地 茨城県坂東市中里 1213 番地
- (3) 電話番号 0297-36-8080
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田 久夫
- (5) 設立年月 平成 15 年 7 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 居宅介護支援
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンターふれあいの里 千葉県 1271302166 号
- (4) 事業所の所在地 千葉県野田市野田 1307-1
- (5) 電話番号 04-7197-7272
- (6) 管理者氏名 宮田 聡子
- (7) 当事業所の運営方針 笑顔でつくる優しい介護を理念とし、地域に貢献できる法人を目指しております。
- (8) 開設年月 平成 30 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設] [短期入所生活介護] [介護予防短期入所生活介護]  
[通所介護] [第 1 号通所事業] [地域包括支援委託事業]

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 野田市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝・祭日を含む）12/31～1/3 は除く
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～金 8 時 30 分～17 時 30 分

## 4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名		1名	1名	管理業務
2. 介護支援専門員	4名	2名	2名	1名	ケアプランの作成 (1名管理者兼務)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。  
（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

## 5. 運営方針

- \* 居宅介護支援を行なうにあたり、契約者及びその家族の希望を尊重し、公正・中立、かつ誠実に支援を行ないます。
- \* 行政・各保健・医療・福祉機関・各サービス事業者との連携に努めます。
- \* 介護保険法の理念に基づき法令及び基準を遵守します。
- \* 契約者に複数のサービス等の紹介を求めることが可能であること、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
- \* 感染症や災害が発生した場合であっても契約者に必要なサービスが安定的・継続的に提供出来るよう努めます。
- \* 人権の擁護、高齢者虐待の防止に努め、関係機関と連携し必要な措置を講じます。

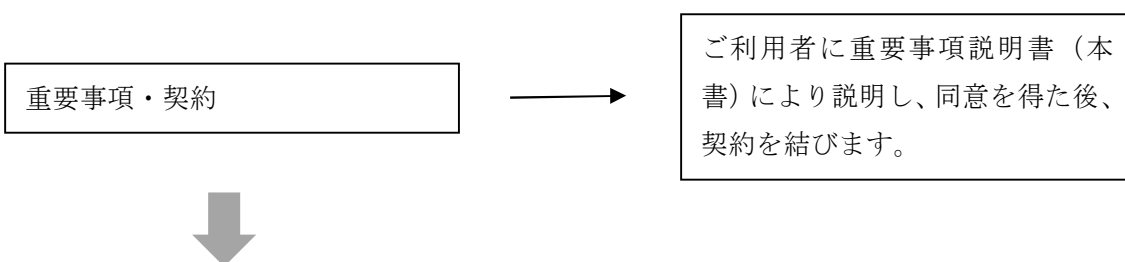
## 6. 業務内容

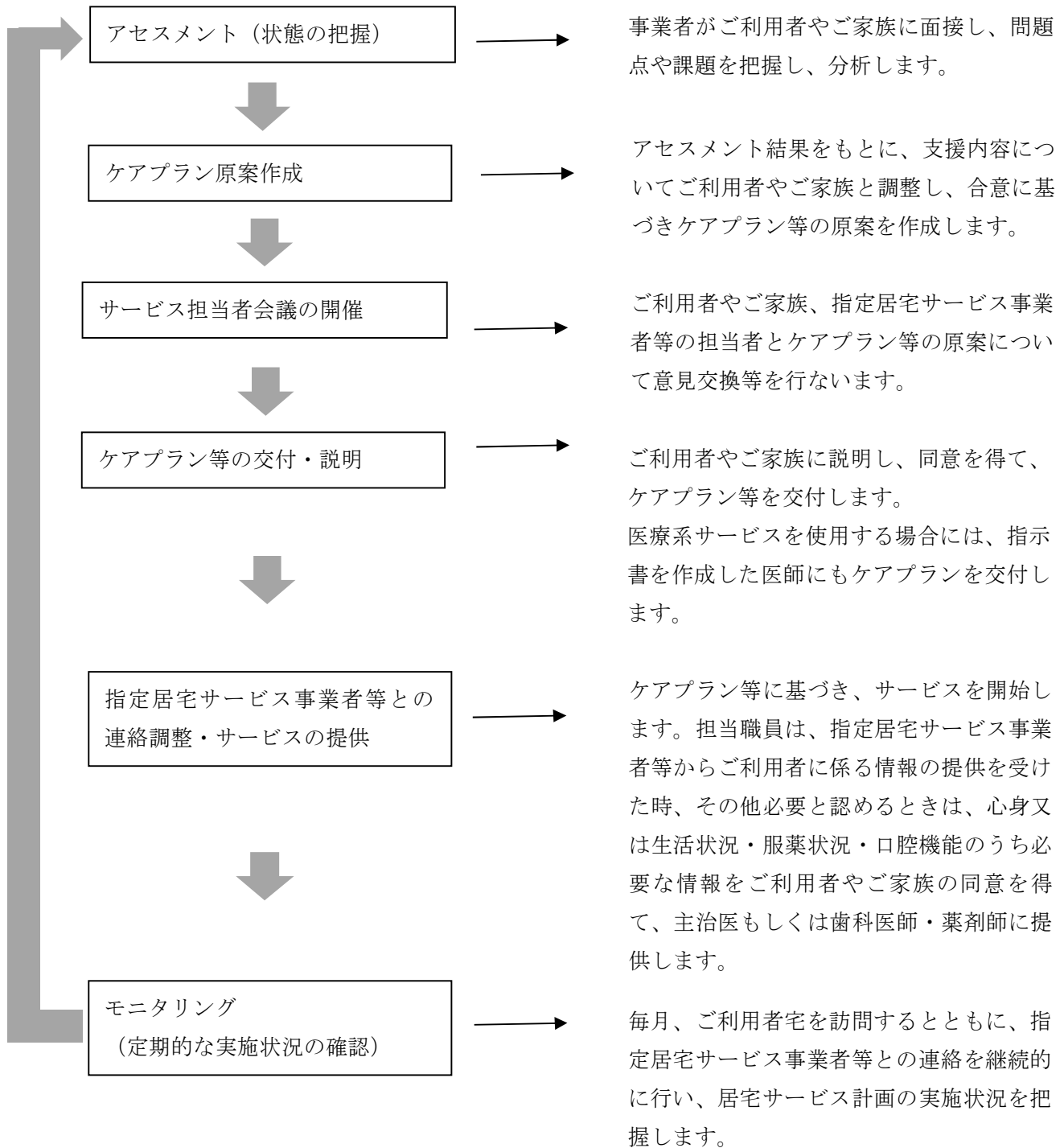
当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容>





※ご利用者又はご家族は、ご利用者ご本人が入院する必要がある場合は、担当者にご連絡ください。また、病院または診療所に居宅介護支援事業所名、担当者名をお伝えください。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

## 7. 利用料金

(1) 利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2	要介護 3～5
14,442 円（初回）	17,829 円（初回）
11,316 円（2 か月目以降）	14,703 円（2 か月目以降）

- ① その他のサービス利用料金（事業所への加算）として、初回加算、入院時情報連携加算、退院退所加算、通院時情報連携加算、緊急時等居宅カンファレンス加算等の加算を算定させていただきます。
- ② 介護支援専門員がご契約者の退院時等に居宅サービス等の利用に向けたケアマネジメント業務を行なったものの、契約者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、上記の居宅介護支援費を算定させていただきます。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の実業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用が発生する場合は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までお支払い下さい。お支払い方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りからご契約時に選んでいただきます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 9. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 ケアプランセンター ふれあいの里

宮田 聡子 [職名] 管理者、主任介護支援専門員

○受付時間 月曜日～金曜日（年末年始除く）8:30～17:30

○電話番号 04-7197-7272

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

野田市役所高齢者支援課	所在地 千葉県野田市鶴奉 7-1 電話番号 04-7125-1111（代表） 受付時間 平日（月～金）8:30～17:15
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 受付時間 平日（月～金）9:00～17:00
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内 電話番号 043-245-1101（代表） 受付時間 平日（月～金）9:00～17:00

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の10日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者や代理人等が、故意にカスタマーハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業所に対してなし、適切な指定居宅介護支援をすることが困難であると認める場合、文書によりこの契約を解除することができる

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアプランセンター ふれあいの里

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者  
(ご利用者) 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

続柄